



第4章 計画の推進に向けて

1 計画推進の考え方

計画の推進に当たっては、農業者や農業団体の主体的な取り組みを基本に、市民、事業者並びに国、県その他の機関と連携して、「食料・農業・交流」の振興を図っていきます。

また、「食料・農業・交流」の果たす役割について、市民の理解を深め、積極的な参加と協力を得るとともに、事業者については、市内で生産された農産物を積極的に使用するなど、市民、農業者、農業団体、事業者及び市とが一体となって計画を推進します。

2 計画の推進体制

本計画を推進していくためには、市民、農業者、農業団体、事業者及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図り、協力することが必要です。

このため、市民、農業者、農業団体、事業者及び市の計画実現に向けての行動指針を次のように定めます。

(1) 市民 ○ ○ ○ ○ ○

市民は、農地及び農業用水が水源のかん養、自然環境の保全などの多面的機能[※]を有することその他の農業に関する理解を深め、地域で生産された農産物を積極的に消費するよう努めます。

(2) 農業者 ○ ○ ○ ○ ○

農業者は、自らが安全な食料を安定的に供給する主体であることを認識して基本計画の実現に取り組むよう努めます。

(3) 農業団体 ○ ○ ○ ○ ○

農業に関する活動を行う団体（農業団体）は、関係機関と連携して基本計画の実現に取り組むよう努めます。

(4) 事業者 ○ ○ ○ ○ ○

食料の加工、流通又は販売に携わる事業者は、基本計画にのっとり、地域で生産された農産物を積極的に使用し、又は活用するよう努めます。

(5) 市 ○ ○ ○ ○ ○

市は、基本方針にのっとり、市民、農業者、農業団体、事業者及び国、県その他の機関と連携して、農業が支える安全で安心な暮らしづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。

3 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理 ○ ○ ○ ○ ○

本計画の実効性を高めるため、年次的な進捗状況を的確に把握するとともに、その評価を適正に行い、安城市農業振興協議会に報告します。

